

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度 第1回南さつま警察署協議会
会 議 日 時	令和6年7月12日金曜日午後2時から午後4時まで
会 議 場 所	南さつま警察署 会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 8人 2 警察署 署長以下 7人

（会議の概要）

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 署長挨拶
- (4) 県公安委員会委員長挨拶
- (5) 管内概況説明
- (6) 協議  
警察署行政に対する意見要望等
- (7) 速度取締りに関する指針の説明
- (8) 警察活動体験～女性警察官による足跡採取作業
- (9) 県公安委員会委員長による講評
- (10) 閉会

2 委員からの意見・要望の提言等

- (1) 花火大会・夏祭り等のイベントにより、人の動きが増えてきた場合の保安・交通面についての対策
  - ・ イベントの主催者に対して、必要な指導を行い、事前に実地踏査等必要な準備を行った上で、各種行事による雑踏事故防止や交通渋滞事故防止対策等、主催者と連携し、署を挙げて各種事故防止に努める旨回答
- (2) 「駐在所婦人の業務はどんなものがあるか。」
  - ・ 駐在所には、地理案内、拾得物、落とし物、相談、事件事故の届出等様々な来訪者が予想されるため、駐在所員が不在の場合、これらの早期引継ぎが大切な役目になる旨回答
- (3) 南さつま警察署に入る110番指令と加入電話の回数
  - ・ 110番については、1年間で約1,200件の入電を確認し、いたずらや間違い電話等を除くと有効架電は約750件であり、警察署固定電話への架電は月約3,200件の入電を確認しているが、いずれも交通関係の入電が多くある旨を回答
- (4) 南さつま警察署の今後の建て替え予定について
  - ・ 耐震補強は必要ないことが確認されているものの、警察本部において、施設の老朽化や狭隘化等、建て替えの必要性等が高い庁舎について、現状を確認しつつ検討しており、現時点では、当署は整備計画には入っていない旨回答
- (5) 道路の中央線からアウトリガーがはみ出している場合の対応
  - ・ 道路で作業する場合には、片側通行規制であれば、誘導員の配置や信号機設置をしたり、全面通行止めであれば迂回路を示した看板の設置等、道路使用許可の申請時に交通規制の方法を申請者に求めている。よって、規制の措置が講じられていない場合は、警察署への通報の協力依頼を回答
- (6) 梅雨時期の冠水等についての対応
  - ・ 通行止め規制を実施できるのは、警察や県、市といった道路管理者である。その中でも特に緊急を要する場合は110番通報が妥当であると思われる。一般の方が、警察が臨場するまでに交通整理をするケースも度々見受けられ、有り難く思う反面、道路上での作業は危険を伴い、トラブルを招くケースもあるので、一般の方の交通誘導の可否は判断しかねる旨を回答
- (7) 地域移動交番の御礼
  - ・ 引き続き駐在所と連携して、触れ合い活動や警戒活動を強化する方針ですので、行政とは情報交換を密にして、今後も対応できるものは対応したい旨回答
- (8) 宇治群島ツアーでの警戒について
  - ・ 警察本部の警備艇の出動要請をなし、当署員や枕崎警察署員にて現場観察や事故防止の指導を実施する計画と回答

- (9) 県警のあんしんメールについて
- ・ 南さつま市内では、前回協議会の2月20日以降に発生した不審者情報等が1件であり、引き続き、同事案が発生しないように効果的なパトロールに努める旨回答
- (10) 路側帯白線の引き直し要望に対しての御礼
- ・ 本要望に関しては、国道226号の維持補修を担当する南薩地域振興局に連絡し、素早い対応をしていただいた。今後も皆様から寄せられた意見要望を適切な機関に通報するなど、より良い交通環境の整備促進に努める旨回答
- (11) あおり運転の相談
- ・ 本件相談も交通課で把握しており、警察でも必要な捜査を行っているところだが、ナンバー、車種等、運転者の関連情報があれば情報提供をお願いしたい。警察署としては、あおり運転で検挙できない場合でも、指導・警告等何らかの措置を講じる予定であると回答
- (12) 「警察署に道路標示の予算があるかどうか。」
- ・ 警察署には道路表示の予算はない。そのような相談が寄せられた場合には、確認後、交通規制課に上申している。ただし、予算の関係上、上申を行っても工事が早くても1年後というのが現状であるため、道路管理者に標示の補修を依頼する場合もある旨回答

備 考	県公安委員会石窪委員長臨席
-----	---------------